

一般財団法人南房総農業支援センター派遣労働者個人情報適正管理規程

平成24年12月21日 規程第22号

(個人情報の取扱)

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、南房総農業支援センター事務局職員とする。個人情報取扱責任者は派遣元責任者 伊藤 佐登史 とする。

(教育)

第2条 派遣元責任者は、個人情報を取り扱う前条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱に関する教育・指導を年1回実施することとする。また、派遣元責任者は少なくとも3年に1回は派遣元責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めるものとする。

(本人への開示及び訂正)

第3条 第1条の個人情報取扱責任者は、派遣労働者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱について、派遣元責任者は派遣労働者等への周知に努めるものとする。

(苦情への対応)

第4条 派遣労働者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をするものとする。

なお、個人情報に係る苦情処理担当者は派遣元責任者 伊藤 佐登史 とする。

(委任)

第5条 この規程の運用に関し必要な事項は、一般財団法人南房総農業支援センター個人情報保護規程によるほか、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定による厚生労働大臣の許可のあった日から施行する。

許可番号	(般12 - 300432)
事業所名称	一般財団法人 南房総農業支援センター
事業所所在地	千葉県南房総市富浦町青木28番地